弁護士 大関太朗の レターケーション

2024年1月号
Vol. 120

箱根駅伝

妻の実家が箱根駅伝のコースに近いので、毎年、家族で応援に行っています。

これまでは往路復路ともに応援に行っていたのですが、子どもがある程度大きくなると好き嫌いがはっきりしだして、ついに駅伝に対する興味がなくなってしまいました。それでも、初日だけはなんとか引っ張り出して一緒に応援に行くことができたのですが、近い将来、駅伝観戦の誘いを拒否されることはほぼ確実な状況です。

そのときがきたら、おうちでテレビ観戦するのが無難かなと思っています。

結審（民事）

当事者双方が主張立証を尽くした後、場合によっては証人尋問を経て、裁判所からの和解勧告に応じることができない場合には審理が終了します。この審理が終了することを結審といいます。

結審後は、裁判所は判決を書き上げ、裁判所が設定した期日に判決言渡しがなされます。

事件の複雑性にもよりますが、結審後２か月前後で判決となることが多いです。

財産分与における特有財産

財産分与は、夫婦の共有財産を折半しましょうという制度です。共有財産は結婚してから夫婦が得た財産のことを指します。収入を得る一方で生活費もかかりますから、収入よりも支出の方が多いと基本的には財産分与という話にはなりません。

特有財産は共有財産以外の財産です。例えば、婚姻前から貯めていた預貯金や、相続人として引き継いだ遺産、新居の購入時などに親から援助を受けた金銭などが代表的なものです。全部が特有財産となるものや、一部しか特有財産とできないもの、共有財産に混入してしまうと特有財産性が失われてしまうものなどがあり、画一的に扱えないので注意が必要です。

インターネットで検索すればご自身で解決できるかもしれませんが、思った以上に複雑ですので、一度、弁護士に相談しておくのが無難だと思います。

取手駅前法律事務所

弁護士　大関 太朗

〒302-0004 取手市取手 2-10-15　ナガタニビル 5F

TEL 0297-85-3355　FAX 0297-85-3377

URL http://mo-law.net/

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太朗

平成 13 年	早稲田大学商学部　卒業
平成 18 年	司法研修所入所
平成 19 年	弁護士登録（登録番号：３５５３８） 東京弁護士会　安藤総合法律事務所　入所
平成 23 年	茨城県弁護士会へ登録換え 眞鍋・大関法律事務所　開設
平成 28 年	取手駅前法律事務所　開設